

陸前高田市

○問合せ先：陸前高田市地域振興部水産課 [TEL:0192-54-2111](tel:0192-54-2111)

○事業名 陸前高田市がんばる海の担い手支援事業

○事業対象者・条件

広田湾漁業協同組合

当該組合による新規漁業就業者育成支援に対し、下記の通りの補助を行う。

1 支援の対象となる新規漁業就業者の条件

- (1) 就業開始時に市内に住所を有する満 60 歳未満の者
- (2) 将来にわたり専業（※1）として漁業を続ける意志のある者
- (3) 常勤の雇用契約を締結していない者
- (4) 国又は他の地方公共団体から漁業者育成に関する補助金の交付を受けていない者
- (5) 市税を滞納していない者

2 支援の対象となる指導漁業者（※2）の条件

- (1) 市内に住所を有する広田湾漁業協同組合の組合員
- (2) 市税を滞納していない者

※1：年間従事日数が概ね 150 日以上

※2：新規就業型（右欄※3）の者に対し、1 か月に 15 日以上の技術指導を行う者

○事業内容

広田湾漁業協同組合が行う新規漁業就業者への次のとおりの支援に対し、補助金を交付する。

1 資格取得支援（新規就業型（※3）、後継ぎ就業型（※4）共に）

- (1) 補助率：50/100（市負担分：35/100、漁協負担分：15/100）
- (2) 上限：5 万円（市負担分：3.5 万円、漁協負担分：1.5 万円）

2 資機材整備支援

(1) 新規就業型

- ア 補助率：50/100（市負担分：35/100、漁協負担分：15/100）
- イ 上限：（1 年目）120 万円（市負担分：84 万円、漁協負担分：36 万円）
（2 年目）72 万円（市負担分：50.4 万円、漁協負担分：21.6 万円）
（3 年目）48 万円（市負担分：33.6 万円、漁協負担分：14.4 万円）

(2) 後継ぎ就業型

- ア 補助率：50/100（市負担分：35/100、漁協負担分：15/100）
- イ 上限：60 万円（市負担分：42 万円、漁協負担分：18 万円）

3 生活支援

(1) 新規就業型

上限：150 万円/年（2 年間）

(市負担分：105万円/年、漁協負担分：45万円/年)

(2) 後継ぎ就業型

上限：66.9万円/年(2年間)

(市負担分：46.8万円/年、漁協負担分：20.1万円/年)

4 指導漁業者支援(新規就業型のみ)

上限：3万円/月(36万円/年)(2年間)

(市負担分：2.1万円/月(25.2万円/年)、漁協負担分：0.9万円/月(10.8万円/年))

※3：新たに漁船及び漁具等資機材を整備し、漁業経営を開始する場合

※4：他者から資機材を継承し、漁業経営を継続する場合